

事 務 連 絡
令和 6 年 8 月 1 3 日

保 護 者 各 位

丸亀市健康福祉部子育て支援課

児童手当の抜本的拡充に係る制度改正のお知らせ

日頃は、本市行政に格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年 6 月 12 日に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が公布され、児童手当の抜本的拡充のための児童手当法の改正が令和 6 年 10 月 1 日から施行されることとなりました。

つきましては、このお知らせおよび制度改正に関するチラシ等をよくご確認ください、必要な手続きを行ってください。（手続きが不要な方もいます。）

1. 受付方法

窓口での受付	丸亀市役所本庁 2 階 子育て支援課、綾歌市民総合センター、飯山市民総合センターにて承ります。様式等は窓口にご準備しています。
郵送での受付 (必着)	下部の宛先に必要書類をお送りください。不備等があればお電話等でご連絡いたします。様式等は H P でダウンロードできます。

2. 手続き期間

令和 6 年 9 月 2 日 (月) ~ 令和 7 年 3 月 3 1 日 (月) 必着

3. 支給までのスケジュール

手続き後、審査に 1 か月程度かかります。手続き内容に不備がなければ、原則、奇数月 5 日（閉庁日の場合はその翌日）までの受付分が翌偶数月の支給に反映されます。

受付日	手続きが反映される支給月
9 月 2 日 (月) ~ 11 月 5 日 (火)	12 月支給分 (改正後初回の支給分)
11 月 6 日 (水) ~ 1 月 6 日 (月)	2 月支給分
1 月 7 日 (火) ~ 3 月 5 日 (水)	4 月支給分
3 月 6 日 (木) ~ 3 月 31 日 (月)	6 月支給分

※期間内の手続き→手当が令和 6 年 1 0 月分から（遡って）支給されます。

期間を過ぎてからの手続き→手当が受付日の翌月分から支給されます。

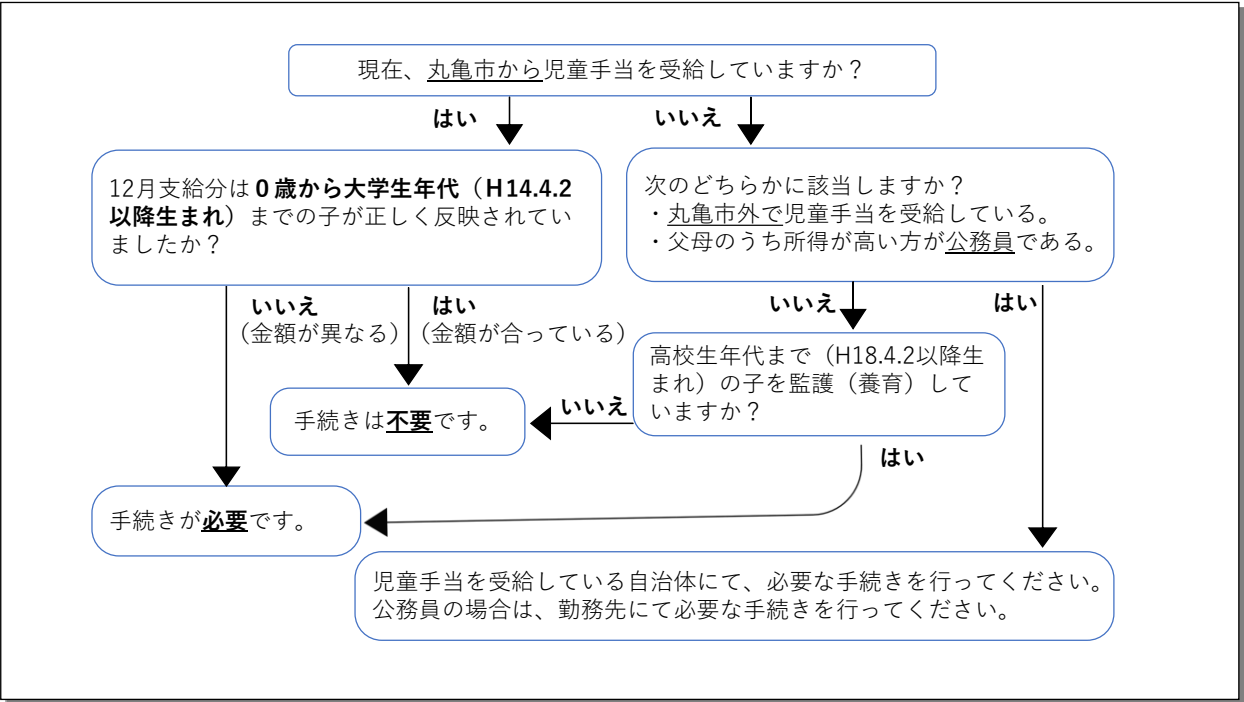
《宛先・問い合わせ先》

〒763-8501 丸亀市大手町二丁目 4 番 21 号 TEL : 0877-24-8808
丸亀市健康福祉部子育て支援課 FAX : 0877-35-8894

(裏 面 も あ り ま す)

A. 手続きの有無の確認

手続きが必要な方と不要な方がいます。制度改正後、最初の支給額（令和 6 年 12 月支給分）をご確認の上、次のチャートに従って手続きの有無を確認してください。



B. 必要な手続き ※監護（養育）状況により下記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

①すでに丸亀市から児童手当を受給している方：次のア～エのうち、該当するすべての必要書類を提出してください。

		必要書類
ア	12 月支給分に監護（養育）している高校生年代ま での子が反映されていない場合	【額改定認定請求書】 受給者の健康保険証（写し）
イ	「ア」のうち、高校生年代までの子の住民票が受給 者と異なる場合	【別居監護申立書】
ウ	監護（養育）している子が 3 人以上で、大学生年代 の子を含む場合	【額改定認定請求書】 【監護相当・生計費の負担についての確認書】 受給者の健康保険証（写し）
エ	「ウ」のうち、監護（養育）している大学生年代の 子が「学生」以外の場合、もしくは婚姻・出産をし ている場合	受給者が当該子の生計費を負担していることが分かるもの （例）受給者またはその配偶者の被扶養者となっている当該子の 健康保険証（写し）、仕送りを確認できる通帳（写し）、当該子の 居住地の家賃や光熱費を支払ったことが分かるもの など

②丸亀市から児童手当を受給していない方：次のオ～クのうち、該当するすべての必要書類を提出してください。

オ	全員必要	【児童手当 認定請求書】
カ	高校生年代までの子の住民票が受給者と異なる場合	【別居監護申立書】
キ	監護（養育）している子が 3 人以上で、大学生年代 の子を含む場合	【監護相当・生計費の負担についての確認書】
ク	「キ」のうち、監護（養育）している大学生年代の 子が「学生」以外の場合、もしくは婚姻・出産をし ている場合	受給者が当該子の生計費を負担していることが分かるもの （例）受給者またはその配偶者の被扶養者となっている当該子の 健康保険証（写し）、仕送りを確認できる通帳（写し）、当該子の 居住地の家賃や光熱費を支払ったことが分かるもの など

【】 内の様式は窓口及び HP にあります。

※注意※ 児童手当の支給対象となるのは、**受給資格者が監護し、かつ、生計を同じくしている 18 歳年度末（高校生年代）までの子**です。また、第 3 子以降の多子加算算定対象となるのは、**受給資格者が監護相当の養育を行い、かつ、生計費の負担をしている 18 歳年度末以降 22 歳年度末（大学生年代）までの子**です。